

使用済みエフゲンの廃棄

院内廃棄物を処理している医療用産業廃棄物処理業者（産廃業者）に処理を委託してください。

*未使用のエフゲンも同様です。

エフゲンは、爆発性でも感染性もありませんので、産業廃棄物（産廃）として取り扱う事になります。産廃物は通常 800℃で燃焼されますので、主成分のホルマリンは水と炭酸ガスに分解されます。しかし、焼石膏は 800℃処理では石膏（無水物）となり、固結性を失い、融点が 1450℃ですから粉状になり残ります。

石膏の性状は泥状であり、汚泥の取扱いになります。

産業廃棄物の取扱いは県により多少異なりますので、残渣の石膏に関しましては、所轄部署にお問い合わせください。

以上の理由で、使用済みエフゲンは一定量まで貯めて置き、産廃業者に処理を委託されることをお奨め致します。

また、産廃業者で処理ができない場合は、弊社でも処理の委託を受け付けています。

処理の手順等に関しましては、弊社 HP『よくあるご質問（FAQ）』の Q2. 廃棄依頼に記載しておりますので、そちらを参照して下さい。